

3 公園編

基本的考え方

1 基本的考え方

公園は、都民に安らぎやレクリエーションの場などを提供する重要な都市施設である。また、震災時には避難場所としても大きな役割を果たすなど、安全で快適な生活に欠かせないものである。

そのため、だれもが安心して快適に公園が利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりを目指す。

なお、公園の諸条件（位置、地形、利用形態など）により、この基準に沿った施設整備が困難な場合においても、人的介助や情報提供などの工夫を行い、公園の持つ役割が果たせるよう最大限の対応を進める。

2 都市施設の範囲

下記の公園等を都市施設とする

- (1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する公園（以下「都市公園」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に掲げる児童遊園
- (3) 東京都海上公園条例（昭和 50 年東京都条例第 107 号）第 2 条第 1 号に規定する公園
- (4) 都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園
- (5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する公園
- (6) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 4 項の許可を受けて行う都市計画事業による公園
- (7) 東京都霊園条例（平成 5 年東京都条例第 22 号）に規定する霊園
- (8) 庭園（寺社等に附属する庭園、美術館、博物館等に附属する庭園及び冠婚葬祭施設等に附属する庭園を除く。）
- (9) 動物園及び植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。）
- (10) 遊園地
- (11) その他これらに類する施設

3 特定都市施設の範囲

全ての都市施設を特定都市施設とする。

4 整備の対象範囲

公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、整備基準に適合することが義務付けられる。

5 整備基準の適用除外

下記に該当する都市施設のうち、整備基準の適合が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

- (1) 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- (2) 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- (3) 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの
- (4) 2 都市施設の範囲の(2)、(3)、(4)及び(5)において、著しく狭小な敷地に設けるもの

1 出入口

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が通行しやすい出入口を1以上設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

外部の道路等と接する出入口は、次に定める構造とする。ただし、地形上又は構造上、2の項に定める構造の園路（※公園編 P3-10）に接続しがたい出入口については、この限りでない。この場合、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。

- (1) 幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 出入口から水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 点状ブロック（警告用）、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2cmを標準として段差を設けること。

■整備基準の解説

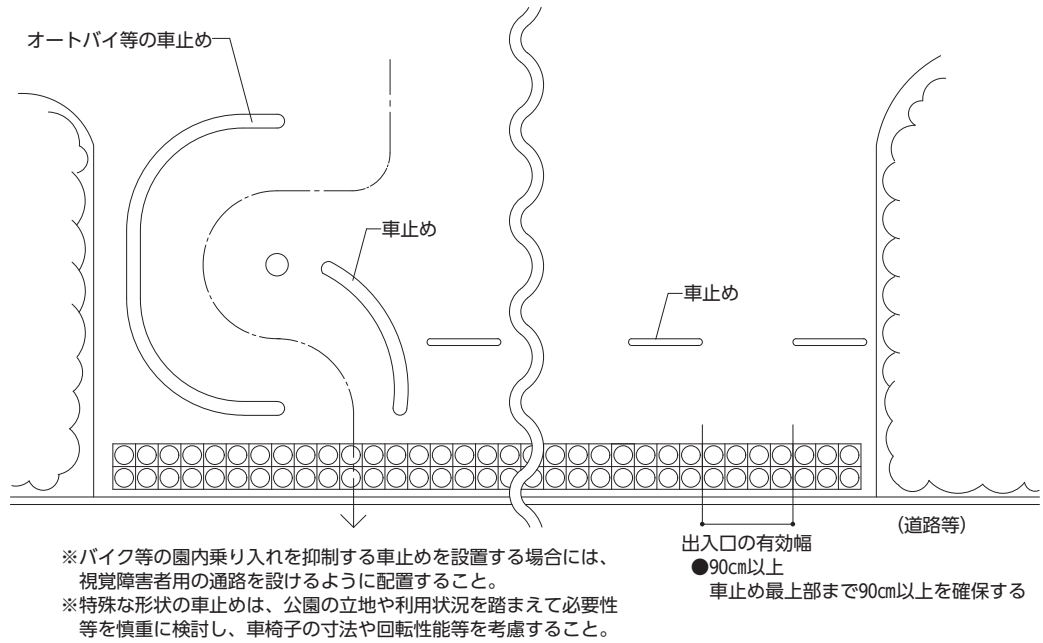
(1) 有効幅	<ul style="list-style-type: none">● 車止めを設置する場合は、有効幅90cm以上の車椅子使用者が通行可能な部分（車止めの最上部まで有効幅90cm以上を確保したもの）を1以上確保する。<ul style="list-style-type: none">→二輪車等の園内乗り入れを規制する場合においても、車止めの形状や配置等を工夫し、電動車椅子等の使用者の通行を確保する。この場合、視覚障害者の利用の支障とならないよう十分配慮する。→二輪車等の進入を防ぐための車止めを設置する場合は、車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。● 二重に車止めを設置する場合は、有効幅120cm以上の車椅子使用者が通行できるルートを1以上設ける。● 車止めを設置する場合、その前後に150cmの水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等でこの水平部分が設けられる場合には、これに代えることができる。	
(5) 直接車道に接する場合	<ul style="list-style-type: none">● 点状ブロック（警告用）を敷設し、また、境界部に2cmの段差を設ける。● 点状ブロック（警告用）は濡れても滑りにくい仕上げとする。● 道路から30cm程度離して敷設する。	

■望ましい整備

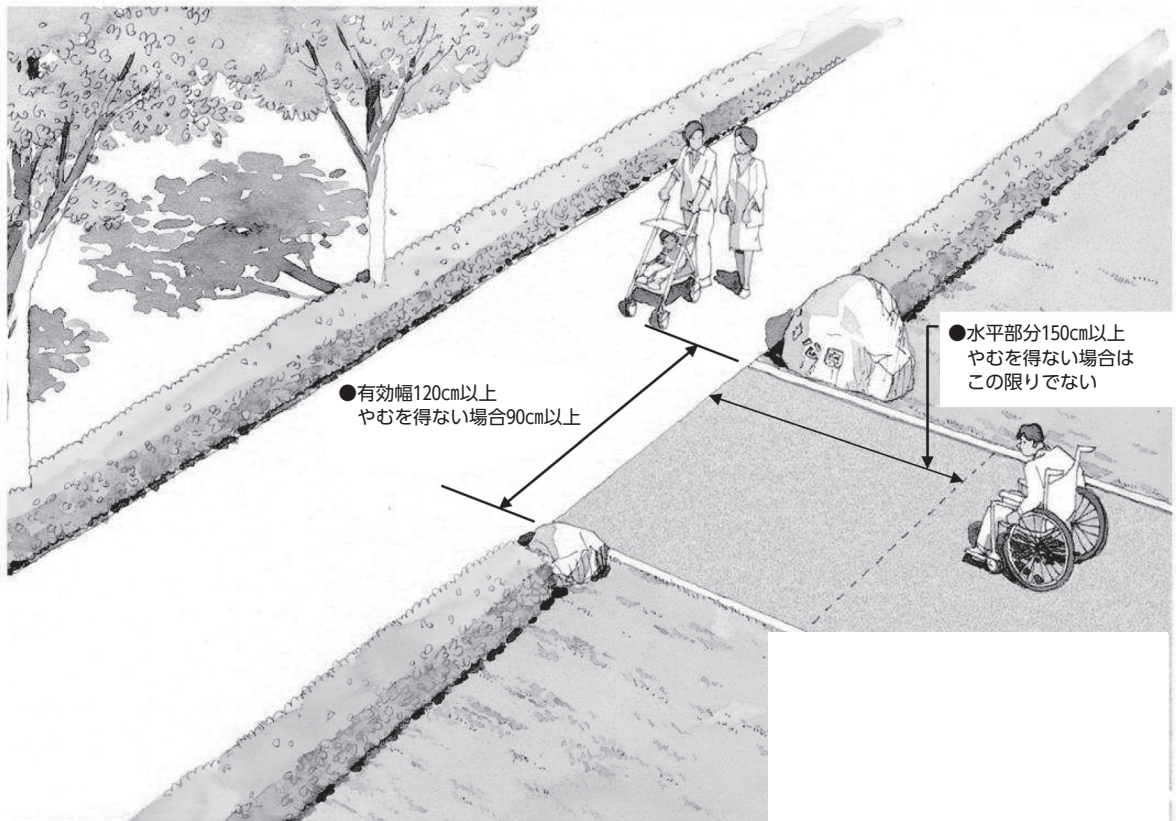
有効幅	<ul style="list-style-type: none">◎ 全ての出入口を整備基準に適合させる。◎ 車椅子利用者同士のすれ違いができるよう、有効幅を 180cm 以上とする。◎ 車止めを設置する場合は、全ての車止めの間隔の有効幅を 90cm 以上とし、かつ 120cm 以上の箇所を 1 以上設ける。◎ 車止めは、弱視者が認識できる色調（周辺との対比を考慮）とし、高さ 40cm 程度以上、太さ 10cm 程度以上とする。◎ 白杖でも車止めの存在が分かるよう、例えば、逆 U 字タイプでは高さ 20cm 程度の位置に板状の帯の部分設けた構造とする。	
段差	<ul style="list-style-type: none">◎ 公園外部の急勾配の公道や傾斜地に出入口が接続する場合、公道等の境界に接して 8%（1/12）以下のすりつけとし、公園内に 150cm×150cm 以上の水平面を設ける。	
車止めの形状	<ul style="list-style-type: none">◎ 避難場所等になっている公園で、あらかじめ車両の侵入が想定されている箇所に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。	

《 参 考 図 》

【図1.1】 出入口の例



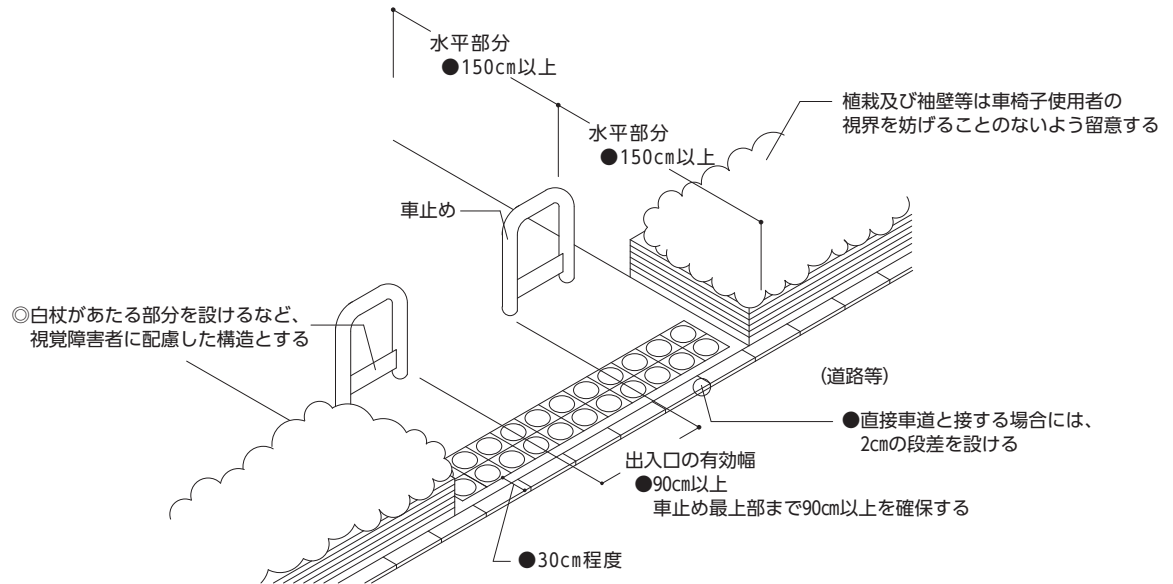
【図1.2】 車止めを設けない例



出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

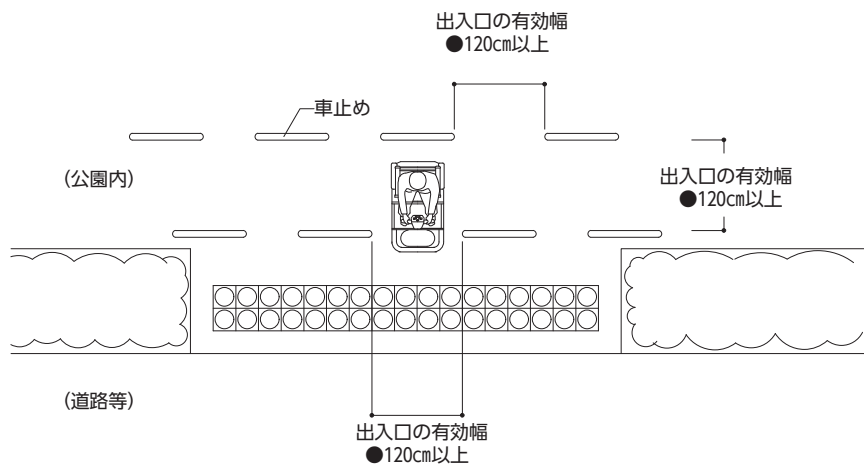
《 参 考 図 》

【図1.3】 車止めを設けた例

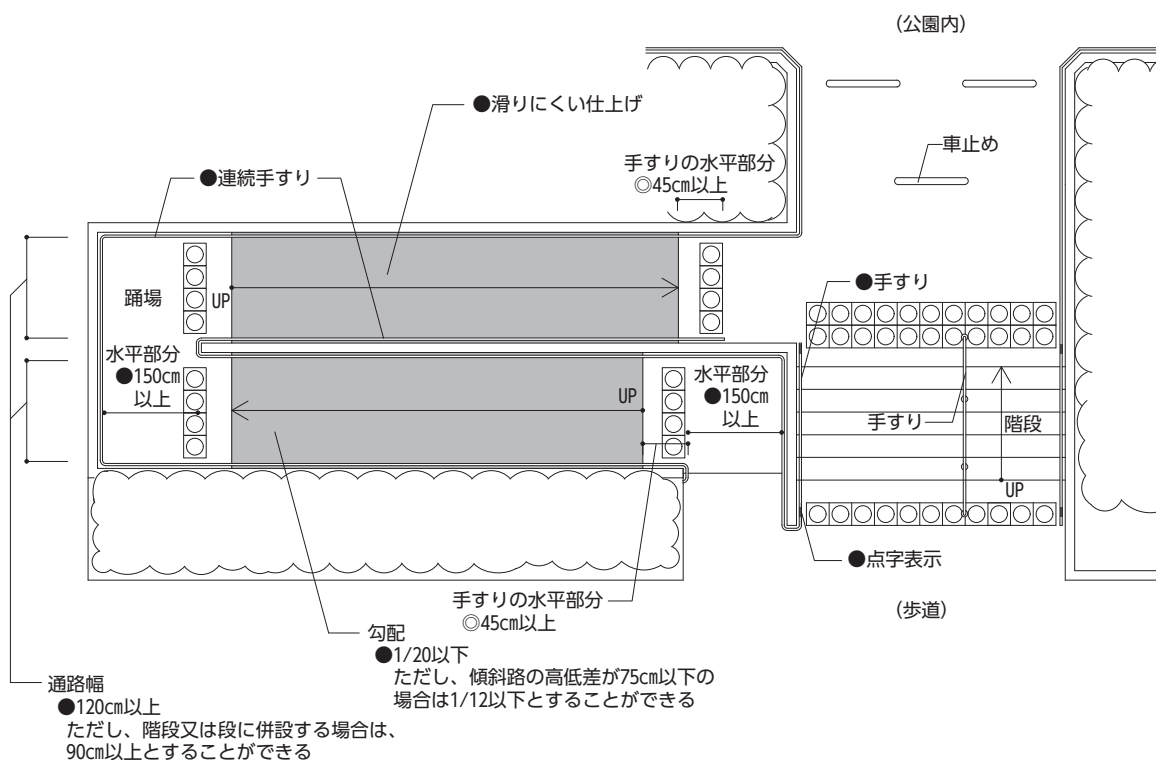


《 参 考 図 》

【図1.4】 車止めを二重に設置する例



【図1.5】 傾斜路併設の例



2 園路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を1以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用できる園路を、次に定める構造により1経路以上設けること。この園路は1の項で定める出入口（※公園編 P3-4）及び9の項で定める駐車場（※公園編 P3-30）に接続するものとする。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。

- (1) 幅は、180cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50m以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保した上で、幅120cm以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、4%（1/25）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%（約1/12）以下とすることができる。
- (3) 3ないし4%（約1/30ないし1/25）の縦断勾配が50m以上続く場合は、途中に150cm以上の水平部分を設けること。
- (4) 段差を設けないこと。
- (5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、5%（1/20）以下（構造上等やむを得ない場合は、8%（約1/12）以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2cm以下とすること。
- (6) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項で定める構造の傾斜路（※公園編 P3-18）を併設すること。
- (7) 横断勾配は、1%（1/100）以下とすること。ただし、排水等により特別な理由がある場合のみ2%（1/50）以下とすることができる。
- (8) 園路に付帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。
- (9) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。

■整備基準の解説

(1) 有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うためには、180cm以上の有効幅が必要である。 →車椅子使用者と人がすれ違うためには、最低120cmの有効幅が必要である。 ● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うよう、車椅子使用者が回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。 ● 砂利敷き等の園路を部分的に改修して車椅子使用者等が円滑に通行できる部分を設ける場合には、通行帯の有効幅も180cm以上とする。
(2) 勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 縦断勾配が、やむを得ず4%を超える場合には、高低差75cmごとに、長さ150cm以上の水平部分を設ける。
(5) 段差の切り下げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 切り下げ部分の有効幅は120cm以上とする。
(6) 段差	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。
(8) 観覧場所及び休憩場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 観覧場所とは、園路に隣接する施設などを観賞や観覧するためのスペース（植物等（花壇等）の観賞や運動施設等（野球場等）の観覧）をいう。

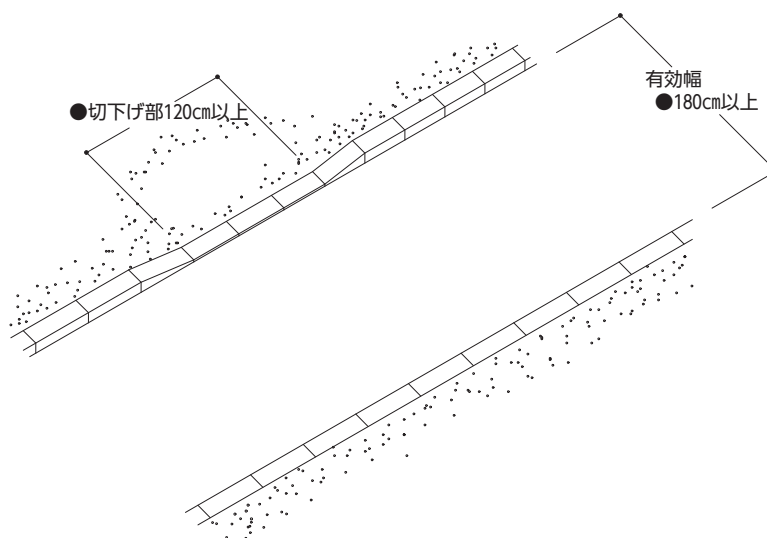
(9) 路面	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉砂利敷きなど、車椅子やベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を設ける。 	
(10) 視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者誘導用ブロック等は、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 水たまりやぬかるみが生じないよう排水について十分配慮する。 ● 路面から高さ 250cm までの空間には障害物がない状態とする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、衝突防止用の柵等の設置などの措置を講じる。 	

■望ましい整備

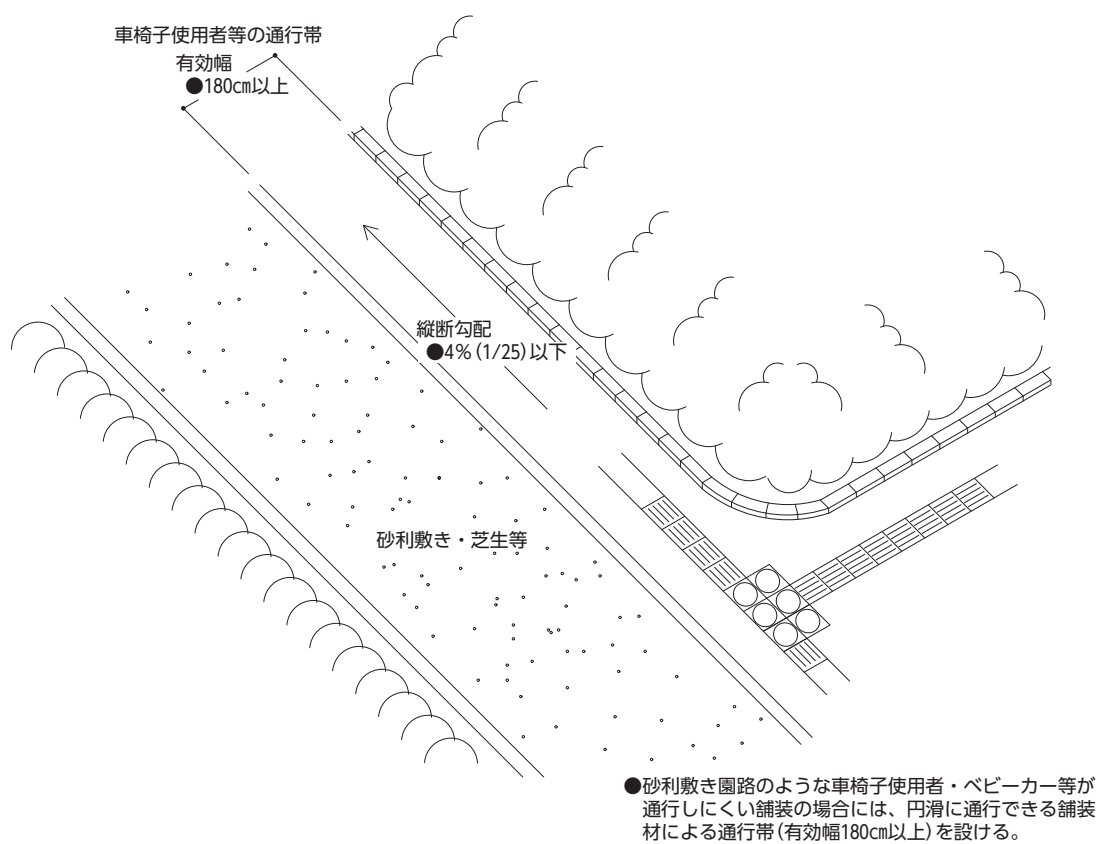
路面	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての園路を整備基準に適合させる。 ◎ 表面が平滑でない石舗装や玉砂利敷き等の場合で、かつ、通路幅が広い場合は、園路の一部に、幅員 180cm 以上の平坦で固くしまっていて滑りにくい部分を設ける。 ◎ 曲がり角は隅切り又は曲線とする。 ◎ コンクリート舗装と土系舗装の境目等では、経年により段差が生じる場合があるので、段差の発生や段差の解消に努める。 	
明るさ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。 ◎ 夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。 (例えば、出入口への誘導のため、20~50m 間隔で照明灯を設置することなど) ◎ 主要な園路の路面照度は 1Lux 以上、通行の多い場所は 5Lux 以上とする。 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 園路の途中で園路の縦断勾配が変わる場合には、その手前（園路の分岐点等）に最大勾配等を示す標識を設置する。 ◎ 園路の分岐点等では、その先にある施設名称、階段や傾斜路等がある旨の表示を行う。 ◎ 工事などにより園路が一時的に通行できなくなる場合には、円滑に通行できる迂回路を設けて適切に誘導する。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 主要な園路以外の園路においても、高齢者、障害者等が多く利用する園路には手すりを設置する。 ◎ 動物園、植物園等では、移動・観覧の順路が分かりやすいよう、路面を色分けして表示する。 ◎ 安全柵を設置する場合には、車椅子使用者や子供の視線を遮らないよう、高さや形状に配慮する。 ◎ 車椅子使用者でも樹木等に近づけ、植栽地、花壇の中に入ることのできる通路を設ける。 	

《 参 考 図 》

【図2.1】 園路の例



【図2.2】 車椅子使用者等の通行帯の考え方



3 階段

【基本的考え方】

高齢者、車椅子使用者等の負担軽減と、転落等の防止を図る。

■整備基準（規則で定めた基準）

階段（その踊場を含む。）は、次に定める構造とする。

- (1) 回り段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 幅は、120cm 以上とすること。
- (3) 階段の始終点及び高さ 300cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分（踊場）を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。
- (6) 表面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (8) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 2の項で定める園路（※公園編 P3-10）に階段を設ける場合は、4の項で定める構造の傾斜路（※公園編 P3-18）を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。
- (10) 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。

■整備基準の解説

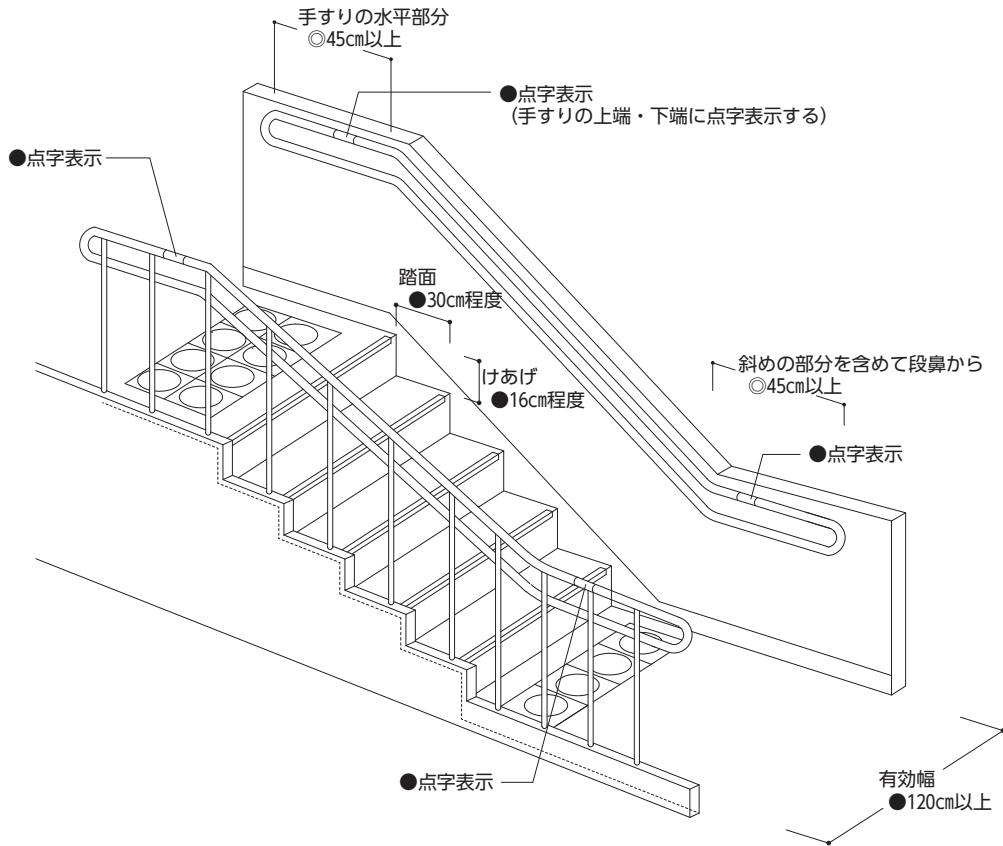
(4) 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりの設置は公共交通施設編「⑩手すり」の整備基準を準用する。 	
(5) 点字	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字による表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ● 点字は、はがれにくいものとする。 	→資料編（各種規格等）資-218・219 参照
(7) 路面	<ul style="list-style-type: none"> ● けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出さない。 ● けあげは 16cm 程度、踏面は 30cm 程度、けこみは 2cm 以下とし、同一階段ではけあげ、踏面の寸法は一定にする。 ● 段の位置が分かりやすいよう、段鼻と踏面の明度・色相又は彩度の差を大きくする。 	
(8) 立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 立ち上がりの高さは、白杖で確認しやすいよう、高さ 5cm 以上とする。 	
(9) 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の利便性を考慮し、できる限り階段の近接地に設置する。 ● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。 ● エレベーター等の基準は、公共交通施設編「⑧エレベーター」等を準用する。 	
(10) 点状ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ● 長さが 250cm を超える踊場又は折り返しのある階段の踊場には敷設する。 ● 点状ブロック（警告用）は、階段の終始端から 30cm 程度離して敷設する。 	

■望ましい整備

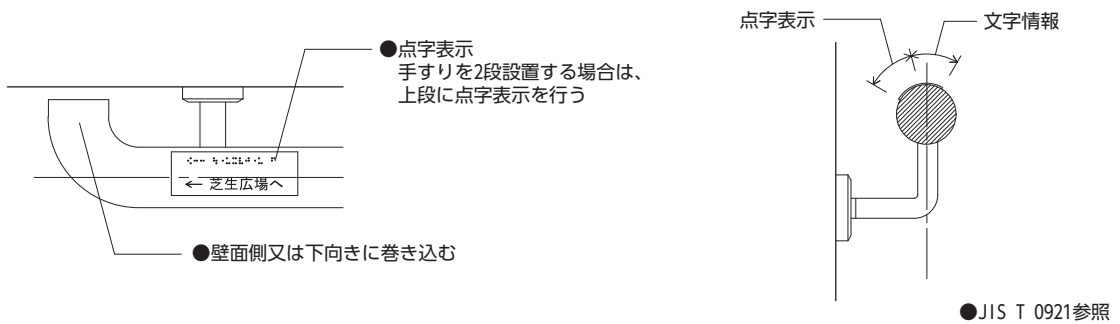
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての階段を整備基準に適合させる。 	
踊場	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高さ 250cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分（踊場）を設ける。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 階段の上端では水平に 45 cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から 45 cm以上、延長して設置する。 ◎ 階段の幅が 300cm 以上の場合には、中央にも手すりを設ける。 ◎ 主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。 	
点字	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行き先情報として、主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字と文字（墨字）と矢印（→）の上下 2 段で併記する。 ◎ 上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。 	
路面	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。 ◎ 注意を喚起するため、階段の全幅員にわたって段鼻の先端から 5cm 以上の部分を黄色や白色など認識しやすい色調にする。ただし、階段の幅が広い場合や景観に配慮を要する場所では、手すりのある側の踏面端から長さ 90cm 以上の部分について行う。 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさ（20Lux 以上の照度）を確保するよう配慮する。 	

《 参 考 図 》

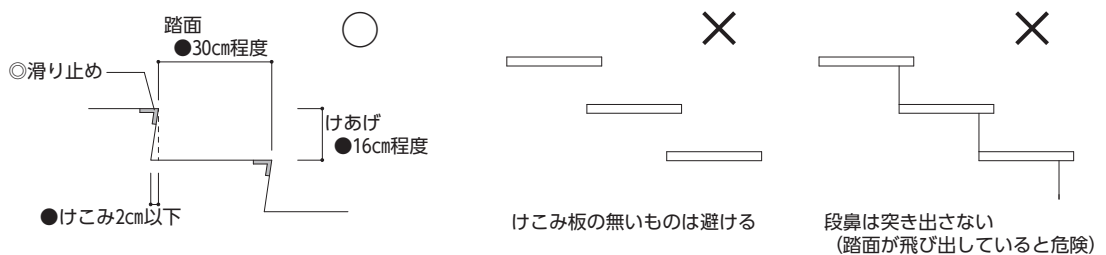
【図3.1】 階段の例



【図3.2】 手すりの端部と点字表示の例

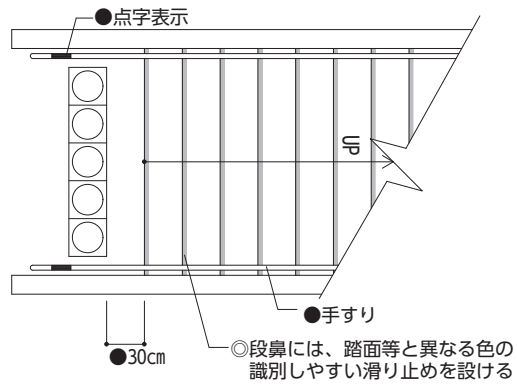


【図3.3】 けあげ、踏面の形状



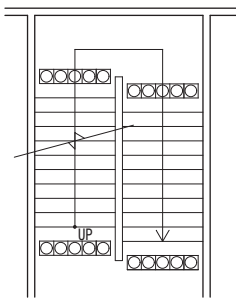
《 参 考 図 》

【図3.4】 階段の前後での点状(警告)ブロックの設置例

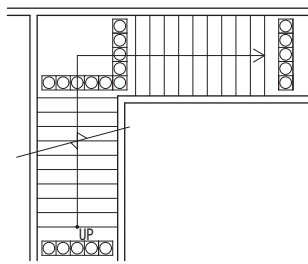


【図3.5】 階段の形状

■折返し階段 ○



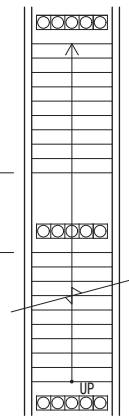
■折返し階段 ○



■直線階段 ○

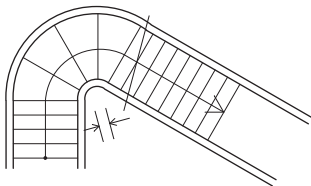
踊場の幅

●踊場の長さが250cmを越える場合は、点状ブロック(警告用)を敷設する



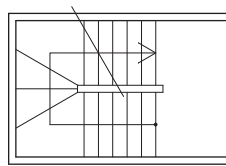
■回り階段 △

(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



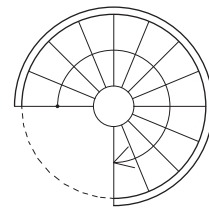
■回り階段 △

(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×

(らせん階段は主階段としない)



4 傾斜路

【基本的考え方】

園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とする。

- (1) 幅は、120cm 以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90cm 以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、原則として5% (1/20) 以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75cm 以下の場合は、8% (約1/12) 以下とすることができる。
- (3) 傾斜路の始終点及び高さ75cm ごとに、長さ150cm 以上の水平部分（踊場）を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 両側に、立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
- (6) 路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 横断勾配は設けないこと。

■整備基準の解説

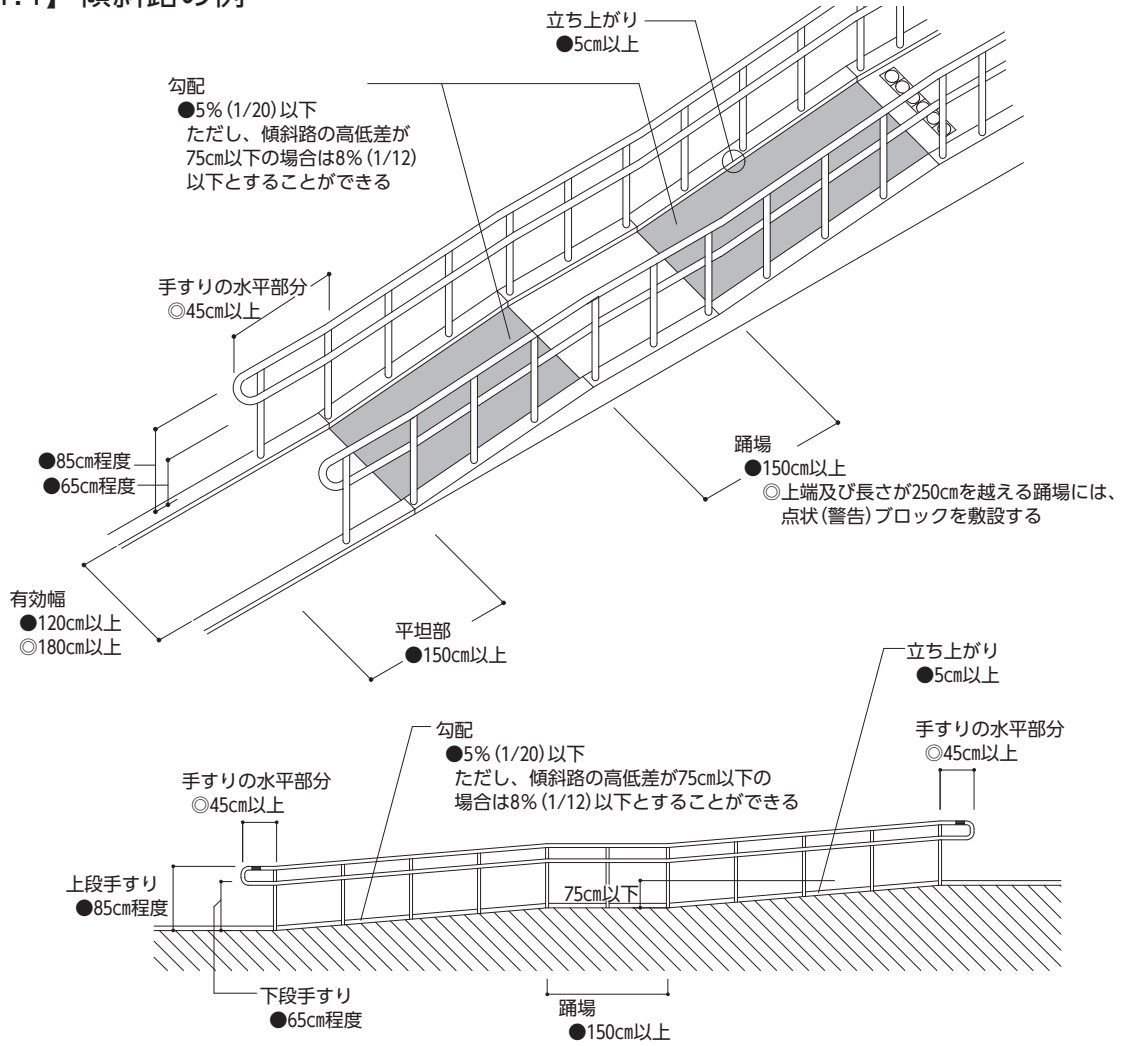
(2) 勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路における車椅子の昇降についての考え方は、建築物編「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の解説を参照のこと。 ● ただし書の高さとは、踊場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差のことである。
(3) 踊場	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路の昇り口、降り口及び高さ75cm ごとに、150cm 以上の水平面を設ける。
(4) 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりの設置は公共交通施設編「⑰手すり」の整備基準を準用する。
(5) 立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子が脱輪したり、視覚障害者等が足を踏み外すことのないよう、傾斜路の両側に高さ5cm 以上の立ち上がりを設ける。
(7) 横断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 表面排水等の必要など、特別な理由がある場合のみ2% (1/50) 以下とすることができる。

■望ましい整備

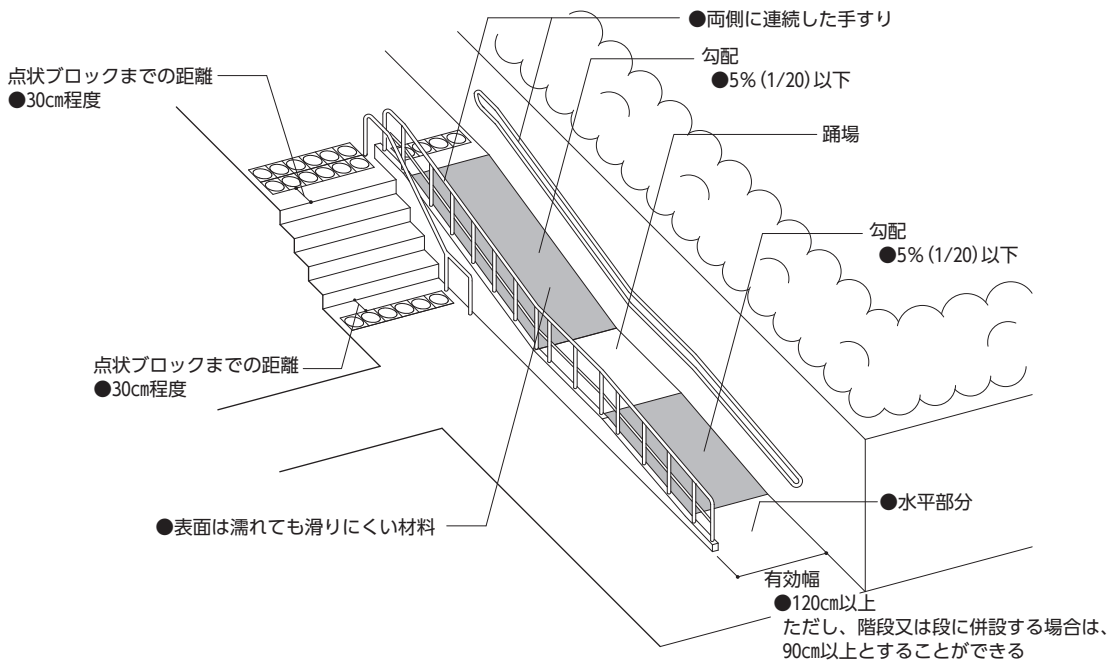
有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての傾斜路を整備基準に適合させる。 ◎ 180cm 以上とする。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45cm 以上延長する。
踊場	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 上端及び延長が250cm 以上の踊場には、点状ブロック（警告用）を敷設する。
路面	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 傾斜路の面は、舗装材や色を変えるなど、視覚障害者等が識別しやすいものとする。 ◎ 傾斜路の路面は、土では雨水等で不陸を生じやすく、滑りやすくなるため、コンクリート舗装等で捌け引きやノンスリップ処理を施す。

《 参 考 図 》

【図4.1】 傾斜路の例



【図4.2】 階段と併設する場合の例



5 転落防止等

【基本的考え方】

転落の危険がある場所での安全確保を図る。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

■整備基準の解説

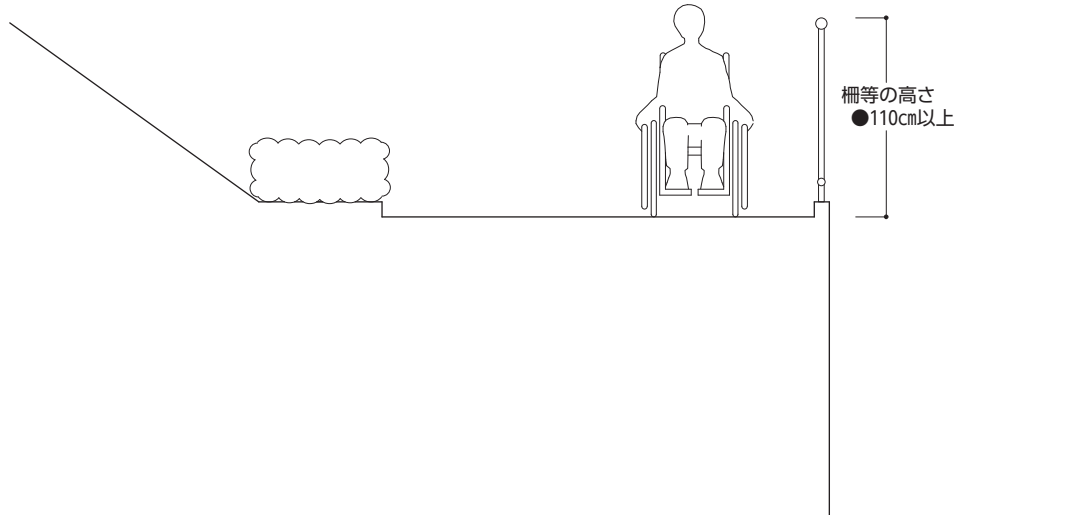
(1) 柵	<ul style="list-style-type: none"> ● 転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 110cm 以上で堅固な構造とする。 ● 子供が登って柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないよう留意する。 	→資料編（各種規格等）資-224～226 参照
(2) 視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所の手前 30cm 程度の位置に、危険箇所の全幅にわたって設ける。 ● 点状・線状のブロックを JIS T 9251 に準拠し適切に設置する。 	

■望ましい整備

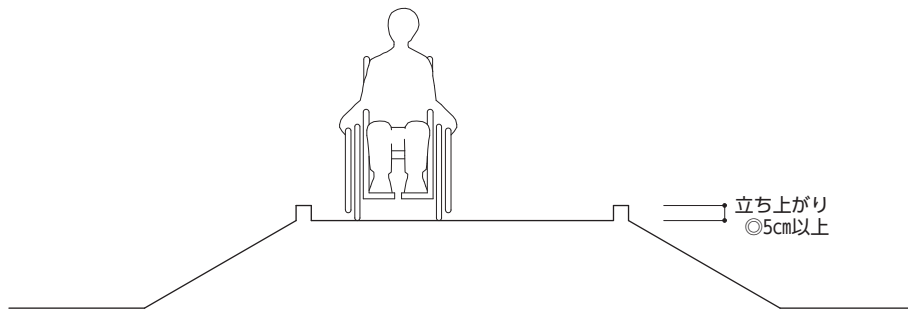
柵・立ち上がり等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての転落防止柵を整備基準に適合させる。 ◎ 園路及び広場に近接して、崖、水面、車両の通行などがある場合には、人止め柵や立ち上がり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 ◎ 車椅子の脱輪防止や、白杖での確認ができるよう、高さ 5cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者等の視界を妨げない構造・形状とする。横格子など、子供が登る可能性のある形状は避ける。 ◎ 柵が縦格子型の場合、縦格子の内法間隔は 11cm 以下とする。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 段差のある場所では、段差があることが分かりやすいよう、標識の設置や、舗装の明度、色相又は彩度、材質などを変える。 ◎ 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。 ◎ その他、危険のある場所では、標識や柵の設置、舗装の色調の変更、音声案内装置の設置、誘導員の配置などにより安全を確保する。 	

《 参 考 図 》

【図5.1】 柵等の設置例



【図5.2】 立ち上がりの例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

6 休憩所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が快適に使える休憩の拠点を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は80cm以上とすることができる。
- (2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項で定める構造の傾斜路（※公園編 P3-18）を併設すること。
- (4) 休憩所は、車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。

■整備基準の解説

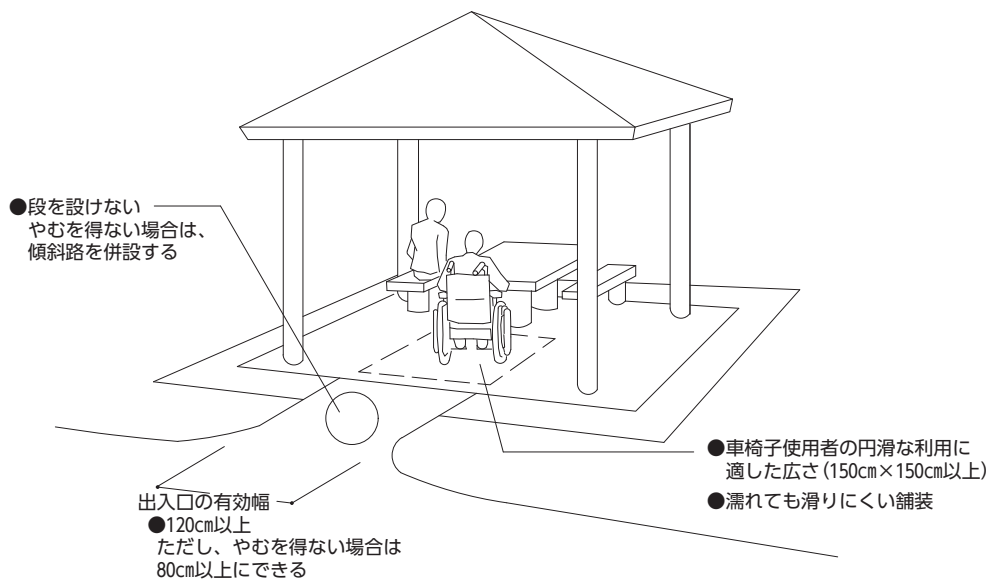
(3) 傾斜路	● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。	
(4) スペース	● 平坦で固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。 ● 車椅子使用者の回転等を考慮し、150cm×150cm以上の広さとする。	

■望ましい整備

出入口	◎ 入口の手前には、車椅子使用者の回転等を考慮して150cm×150cm以上の水平部分を設ける。 ◎ 直射日光等を遮るための屋根を設ける。	
-----	--	--

《 参 考 図 》

【図6.1】休憩所の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

7 野外劇場・野外音楽堂

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、幅は、80cm以上とすることができる。
- (2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項で定める構造の傾斜路（※公園編 P3-18）を併設すること。
- (4) 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。
- (5) 通路の幅は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80cm以上とすることができる。
- (6) 縦断勾配は、5%（1/20）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%（約1/12）以下とすることができる。
- (7) 横断勾配は、1%（1/100）以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%（1/50）以下とすることができる。
- (8) 平坦で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (9) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (10) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、10の項に規定する整備基準（※公園編 P3-34）を準用すること。
- (11) 計画収容者数が200以下の場合は、計画収容者数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上とし、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上を車椅子使用者用観覧スペース等として設けること。
- (12) 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に定める構造とする。
 - (一) 幅は90cm以上とし、奥行きは120cm以上とすること。
 - (二) 段差を設けないこと。
 - (三) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
 - (四) 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。

■整備基準の解説

(3) 傾斜路	<ul style="list-style-type: none">● 段差を設ける場合は両側に手すりを設ける。● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。	
(10) 便所	<ul style="list-style-type: none">● 便所を設ける場合は、「⑩便所」の整備基準を準用する。	
(12) 車椅子使用者用観覧スペース	<ul style="list-style-type: none">● 建築物編「⑪観覧席・客席」の整備基準を準用する。	

■望ましい整備

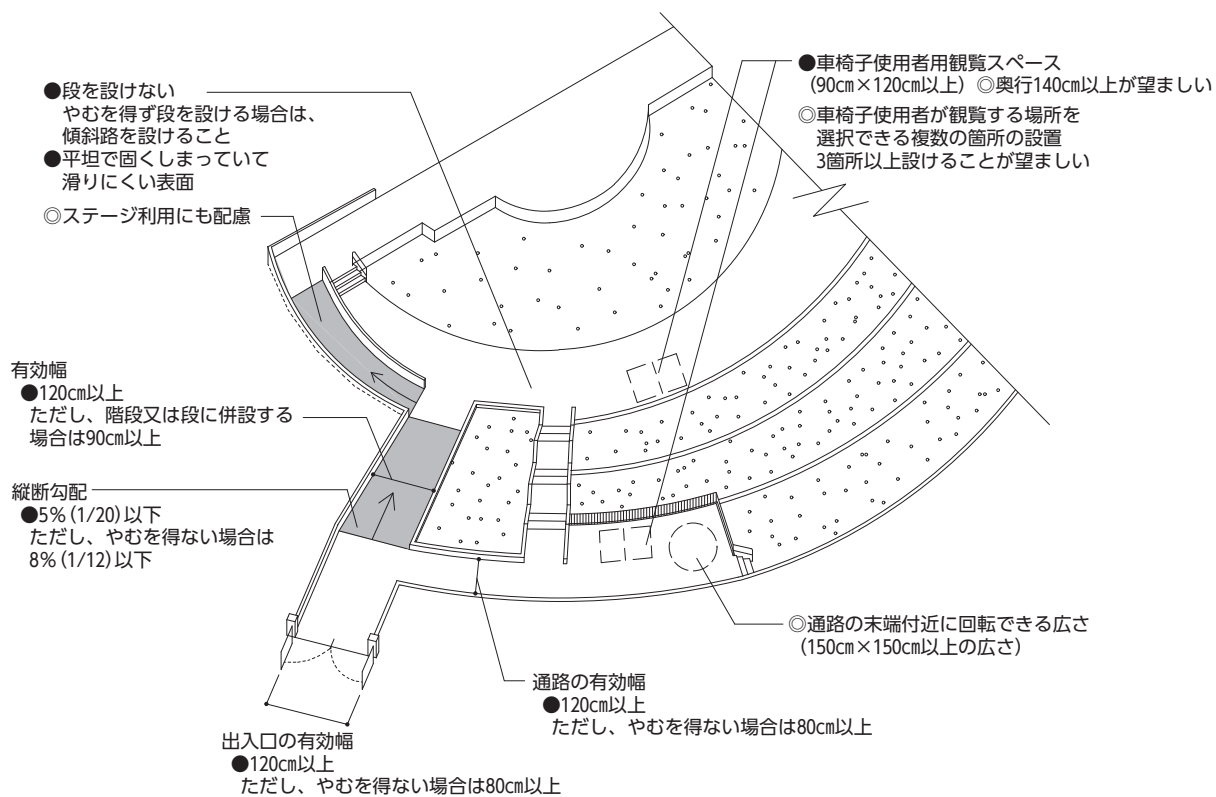
出入口	◎ 出入口の内外に 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。
スペース	◎ 通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして、150cm×150cm 以上の広さを確保する。
有効幅	◎ 通路の有効幅は 180cm 以上とする。
表示	◎ 勾配のある通路の終始点に勾配を示す標識を設置する。
車椅子使用者用観覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者が観覧場所を選択できるよう、水平方向及び垂直方向に分散させて、複数の箇所に設置する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保する。 ◎ 隣接観覧スペースとの境界には、同伴者等の行動に支障になる柵等を設けない。 ◎ 車椅子使用者の視野は妨げない。細かくても強固な部材や強化ガラス等の透明な部材を使用するなど工夫する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースがほかの観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎ 通路と観覧席等に高低差が生じる部分には、5cm 以上の立ち上がりを設け、危険性が高い場合は高さ 110cm 以上の柵を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの前列の観客が立ち上がった場合でも、車椅子使用者が観覧できるための配慮をする。 ◎ ステージと一体的な専用の観覧席・客席を設けない場合についても、車椅子使用者用観覧スペースは、サイトラインに配慮した位置に設ける。 ◎ 緊急避難等も配慮して配置する。 ◎ 通路から車椅子使用者用観覧スペースに入る手前に 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースには、障害者優先の旨を床面等に国際シンボルマークで表示する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも 3 以上設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に 2 以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎ 通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、奥行き 140cm 以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。
その他の注意事項	◎ 野外劇場、野外音楽堂のステージには、勾配が 5% 以下のスロープを設ける。スロープを設けるスペースがない場合、簡易なリフトを設置する。

◆ソフト面の工夫

	◎ 既存施設等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。
--	--

《 参 考 図 》

【図7.1】 野外劇場の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

8 公園内建築物・屋内設備

【基本的考え方】

公園内の建築物全般について、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものにする。

■整備基準（規則で定めた基準）

便所及び休憩所以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第3に規定する整備基準及び別表第5に規定する遵守基準を準用する。ただし、建築物内に便所を計画する場合は、10の項に規定する整備基準（※公園編 P3-34）とすること。

■整備基準の解説

	● 建築物の整備基準の解説を準用する。	
--	---------------------	--

■望ましい整備

	◎ 子育て支援環境の整備に配慮する。	
--	--------------------	--

9 駐車場

【基本的考え方】

車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、車椅子使用者用駐車施設を設けるとともに、車椅子使用者等が円滑に通行できる園路に接続させる。また、敷地の制約等により駐車場の整備が困難な場合においても、自動車で来園した車椅子使用者等が駐車できるスペースを確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は、駐車台数に1/50を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上を、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に定める構造により設置すること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。

- (1) 幅は、350cm以上とすること。
- (2) 2の項で定める構造の園路（※公園編 P3-10）に接続しやすい位置に設けること。
- (3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

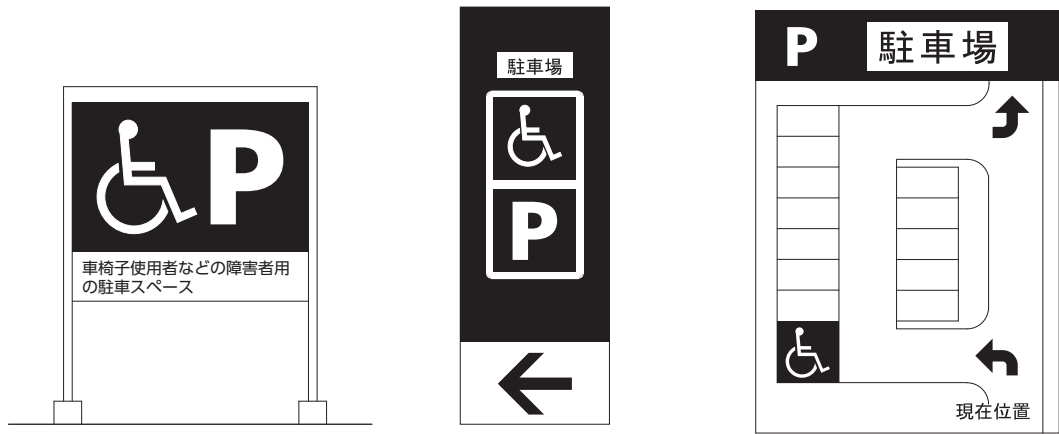
■整備基準の解説

(1) 幅員	● 車両を停めるスペースと、片側の乗降用スペースの合計値である。
(2) 位置	● 車椅子使用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 ● 段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は、「②園路」の整備基準に準じて段差を解消する。 → 歩行通路自体も園路の整備基準に準ずる。
(3) 標示	● 駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペースの路面に斜線を表示し、車椅子使用者等の駐車スペースであることを示す。 ● 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、車椅子使用者にも見やすい位置及び高さには設ける。 ● 駐車場の進入口から、車椅子使用者用駐車スペースまでの誘導標示を随所に設ける。
その他の注意事項	● 駐車施設の路面は、平坦で濡れても滑りにくい仕上げとする。

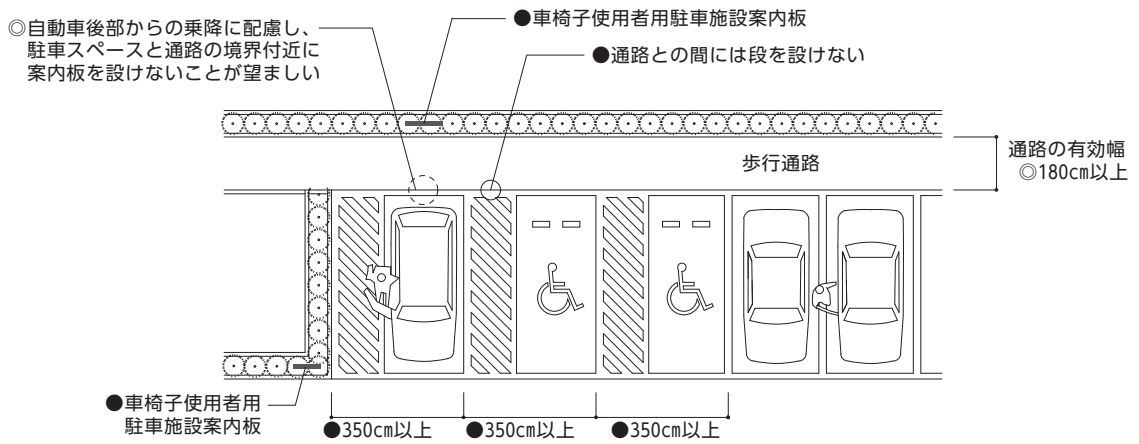
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公園の規模や利用現状を踏まえ、車椅子使用者等の駐車スペースを、適切な規模で設ける。 	
幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車体幅のスペースの両側に、幅 140cm 以上の乗降用スペースを確保し、長さは 510cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設のうち、1 箇所以上について、奥行き 800cm 以上として、福祉車両など大型車両の利用に対応する。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設の後部には、有効幅 180cm 以上で段差がなく、勾配 5% 以下の通路（園路）を設ける。 	
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者用駐車施設は 2 台以上連続して設置する。この場合乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。 	
標示	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 路面標示と同時に、標識による位置表示を行う。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。 ◎ 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎ 駐車場の出入口付近に、当該駐車場が車椅子使用者等の駐車スペースを備えていることが道路から分かるよう標識を設置する。 ◎ 車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて、「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。 	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋根を設けることが望ましい。 ◎ 屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ（230cm 以上）に対応した必要な有効高さ（梁下高さ等）を確保する。（改修等に対応が困難な場合を除く。） 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「優先駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。 ◎ 精算が必要な場合、車椅子使用者や杖歩行の運転者が容易に料金を支払える設備とする。 ◎ 車に乗り込む前に精算を済ませることができる事前精算機を設置する。 ◎ リフト付き大型バスに対応したスペースを設ける。 	<p>→公園編 P3-33 参照</p>

《 参 考 図 》

【図9.1】立札による表示例





【図9.2】駐車場の整備例



《 参 考 図 》

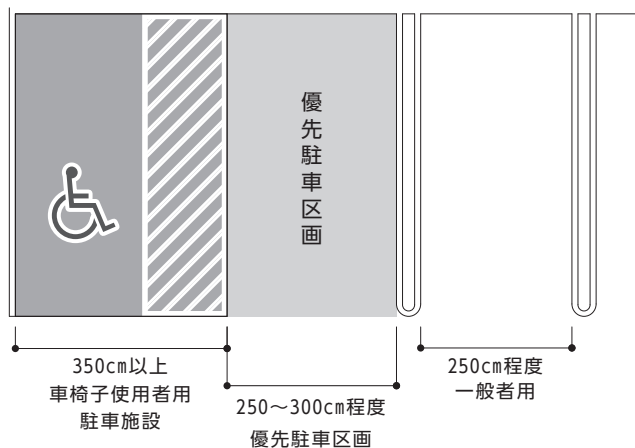
【図9.3】 駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		 <必要に応じて>
説明文	この場所は、 <u>車椅子使用者など身体の不自由な方が利用する車両専用</u> です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先</u> です。

優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。

